

令和3年度 第1回 浜松市発達障害者支援地域協議会

議事録（抄録）

日時	令和3年8月20日(金) 19:00～21:00		場所	浜松市役所 北館101会議室 及びオンライン
出席者 (29名)	委員 (12名)	大場義貴委員、平野浩一委員、土屋賢治委員、藤田梓委員、松本知子委員、 小出隆司委員、浅井陽子委員、鈴木厚志委員、小澤久好委員、高橋定裕委員、 内山敏委員、大村美智代委員		
	事務局 (17名)	こども家庭部長：鈴木知子、こども家庭部次長兼次世代育成課長：野田志保、 子育て支援課長：小山東男、幼児教育・保育課長：松下直樹、 幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長：井川宜彦、児童相談所長：鈴木勝、 健康福祉部障害保健福祉課長：久保田尚宏、精神保健福祉センター所長：二宮貴至、 健康増進課長：平野由利子 産業部産業振興課雇用・労政担当課長：中井真澄、 学校教育部教育総務課 学校・地域連携担当課長：齋藤美苗、 学校教育部指導課 教育総合支援担当課長：石川博則、 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」：鈴木祐介、 子育て支援課長補佐：小林章吾、子育て支援課グループ長：宮木典子 他2名		
配布物	次第、席次表、第1回浜松市発達障害者支援地域協議会資料（事前送付） 資料1 委員からの質問・意見に対する回答書 資料1 浅井委員意見 別紙 資料2 部会（子育てサポートファイル「はますくファイル」）協議内容について			

次第1. 開会

○事務局

開会

資料確認（次第、発達障害者支援地域協議会資料（黄緑色冊子）、資料1、資料1別紙、
資料2）

本日は専門委員13名中12名出席。浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱第5条
第2項に基づき、委員の半数以上の出席により会議は成立していることを報告。

委員の紹介

新たに委員となった委員からご挨拶をいただき、その他の委員については、名簿での
紹介とする。

委員長・副委員長の選任

次第2. こども家庭部長挨拶

○事務局

この協議会でご意見いただいた内容を反映し、今年 7 月から発達支援広場を 1 会場、増設できた。親子の早期支援に繋がることを期待している。本協議会の流れを見直して、今回で 2 回目の開催となり、今回は一部部会の報告も行う。活発なご意見をよろしく願います。

次第 3. 議事

○事務局

資料の訂正

・冊子資料 5 ページ、「各課の取り組み状況等について」の項目 1、1 歳 6 か月児健康診査の充実について、令和 2 年度実績 17.9%を 18.0%に訂正。

同じ内容で 19 ページ、「(1)実績報告」の 1、1 歳 6 か月児健康診査（発達障害の疑い）の実人数 1,064 人を 1,065 人に訂正。また、割合について 17.9%を 18.0%に訂正。

・同冊子資料 16 ページ項目 3 と、17 ページ項目 1 担当課 産業総務課を産業振興課に訂正。

・同冊子資料 23 ページ、「支援機関のマップ」の小中学校数について、小学校数 96 の下部に中学校数 48 校を追加。

（進行：委員長へ）

各課の取組状況について

○事務局

令和 2 年度各課の取り組みは、冊子資料の記載内容と、資料 1 委員からの質問・意見に対する回答書に記載内容により事務局からの説明にかえさせていただく。

その他、事務局からの追加説明

○事務局

資料の訂正として、冊子資料 20 ページ「令和 2 年度浜松市発達障害者支援に関する事業の実績報告」No.38、就労相談件数の実人数 128 人を 127 人に訂正をお願いしたい。

協議・質疑

《就労の場における、根拠に基づく支援のあり方、当協議会の役割について》

○委員

相談件数の内訳として発達障害児・者の件数はわからないのか。

○事務局

全体の相談実人員の数である。

（>後に修正）発達障害の相談の実人員は令和 2 年度が 26 名で、令和元年度が 28 名である。医療法人社団至空会に委託している『ふらっと』で身体、知的、精神、発達、その他、不明という分け方をしている。

○委員

他委員に提言・意見を伺いたい。発達障害の方は、就労などで社会に入るとわからなくなるという特徴があると思う。

社会に出ても発達障害の子たちに絞って特化して考えていくべきか、そうではないのか。雇用の現場で見ると知的、精神障害のある子たちと、発達障害の子は接し方とかトラブルの内容が違っていると感じる。就労の現場としてある程度障害別の対応策の検討が必要ではないかと考えているがどうか。この会議としてどこまで発達障害を追いかけていくのか。就職の繋ぎの場まででよいのか、働きの方での対応策まで検討するのか。

○委員

NPO 法人オールしずおかベストコミュニティの理事会で報告された内容として、就職相談件数の実数は、4月からの4か月間で合計66件であった。その内訳が、知的障害13件、精神障害29件、身体障害17件、発達障害8件である。全県からの相談を受ける中で中部の方が多い状況。

発達障害は精神障害系に近く、働きづらい等の相談が多い。同じ人が何度も相談に来るという特徴も精神障害の方に多かったが、何度来ても一人というカウントとしている。

○委員

前回の協議会でも地域活動支援センターにおける発達障害の方の利用状況について質問し、障害の種別に対して把握しておらず不明という回答であった。地域活動支援センターが障害を区別して受け入れるのは、一元化の流れの中では逆行するが、発達障害の方向けの生活支援や就労支援が全般に少ないであろうことを考えると、精神科に受診しながら発達障害のある方たちがセンターを利用していることは十分考えられる。現場は分かっているけれども利用者自体が把握できていないということになるのではないか。

まずは地域活動支援センター、そして就労支援している福祉の事業所の、発達障害がベースの人数を把握し、現場での対応、課題、本協議会への期待など、支援者の意見を聞くことも有効なのではと思う。

○委員長

個人としての意見だが、うまく就労できていれば良いが、結局不適合を起こし継続できない場合には、その特性においた見直しが必要になる。個々に対応できれば良いが、それが発達障害の特性によるということきちんと理解した形で支援がされないと解決しないまま進むことが懸念される。

○委員

ちなみに、発達相談支援センターとして、昨年度の相談の実人数が1,200人余り、うち4分の1にあたる300人は成人期の方からの相談である。新型コロナウイルス感染拡大の影響で相談人数は減ったが、一昨年度は1,500人だったので、本当は人数はさらに多い。成人期相談者のニーズが必ずしも就労だけとは限らないが、発達障害にまつわる様々なニーズは、ルピロに多く寄せられている現状。

事務局の回答について、やはり具体的にどう事業を展開されているのか、数値的なものがないと、分析のしようがない。数値的な根拠に基づき行政の形を作らなければいけないと考えている。

『ふらっと』の支援件数の内訳を見ると、人口割合からして、発達障害がある方は、成人期に多いはずであり、就労や就業に関する悩みも幅広くある。当協議会としても、そのような個々の事例をイメージし、施策の方向性を提言できるような会になるべきではないか。

○委員

厚労省の障害者雇用の分科会において、最近では就労に対する準備ができていない人が多くなったという発言があった。その時ある委員より、データの有無を確認され、エビデンスに基づいた発言で制度に結びつく議論をすべきと言われた。

制度化したり、施策に反映させるためには、肝心のデータをエビデンスになるようなものをこれから作り上げていくことをこの協議会内で言及すべきだと思う。

《発達障害の早期発見早期支援から、つながる将来像について》

○委員

幼児期については早期支援からルートができつつあるが、保護者の不安は、発達障害児の将来の生活や就労の様子が見えないところにあると思う。将来どんな姿でいるのかの全体像が見えると安心感が得られたり、逆に幼児期に必要な体験を考えることに繋がる。支援につながっていても傷つき体験をたくさんしながら育つ子や、迷いを抱える保護者も多く、支援者自身も支援をもう一度見つめ直すことが必要と思う。成人の姿が見える化され、やはり子どもから早期の支援が必要というところに繋がっていける協議会になるとよいと思う。

○委員

臨床現場からの意見として、就労できるかの目安は学校適応がどのくらいできるか、であると思う。発達障害の診断が主診断でついていてもうつや不安障害、強迫性障害等、過去も含め精神疾患の合併がどのくらいあるか、また家族との関係性等、いろいろな要因が就労に影響するため、発達障害の有無だけ見てもあまり意味がないように感じる。発達障害の診断があっても、特性としてこだわりが強いのか、社交的なのか、大人しくできるのかによって職場での受け入れ状況も変わるため、検査を使って数値化するとか、小学校、中学校での点数等をデータとして作り、現在の就労状況と結び付けて検証したり、本人に適した勤務時間や勤務日数が選択できるとよいと思う。発達障害のお子さんたちの能力や社会性は幅広く、単純作業が好きな方とそうでない方がいたり、社交的な方と内向的な方がいたりするので、一緒にするより、職種別にするというような分類も必要かと感じる。

○委員長

集団適応は、学校に限らずその後の適応に大きく関わってくることは、他の尺度も含め

て、自立度も含め大事な目安となると思う。

発達障害のある方の中でも、特別支援学校経由で就労につながる方と、特別支援学校ではなく一般の学校やサポート校、通信制学校等の様々なルートからの方がいることは委員から問題提起されている。支援する側も就労で迎え入れるだけでは大変で苦労されている現状であると捉えている。

《就労している発達障害者のデータの把握について》

○委員

幼少期から支援してきた発達障害の児たちが、最終的に社会や働きの方とどうつながっていくのか、就職している子たちの障害別の数字がある程度表わされる方がよいのではないかと考えているが、どうか。

○事務局

把握している『ふらっと』の令和2年度の相談実績について、定着支援の相談 2,791 件中、発達障害は 821 件となっている。また『ふらっと』を通じて就職した方 28 件中、発達障害は 3 件である。

○委員

その内容について発達障害者の実績は今後も把握できるのか。

○事務局

この協議会に間に合うよう、集計できると思う。

○委員

就職する発達障害者の実態を数値として見られるようになると、当協議会の流れや、成果が見えてくると考えている。

《発達障害への気づきのタイミングと受容、就業就労の問題について》

○委員

高校の校長と話す中で、保護者がわが子の発達障害を認めたくないケースが多く、学校が困るという話を聞く。特別支援学校がコーディネーター的役割で各学校とつながっており、支援とのつなぎに活用してもらえるよう伝えているが、学校により温度差がある。

○委員

発達障害という言葉が普及してきたのが平成17年の発達障害者支援法からであり、幼児期から教育を受けながら成長してきた発達障害者がいる一方、それ以前に大人になった30代、40代以上の方もいる。そういう人の中で、働きづらさなどからルピロに相談し発達障害の問題に気づくということもある。その就労や自立を社会の中でどう支援していくか、ということも大きな問題である。

○委員

成人でルピロの相談に来所する人の中には、数多くの転職を繰り返してきた方もいる。

また、就労就業の相談で多いのは、20代の方が初めて仕事をする段階で、その職場の仕事内容や人間関係に馴染めないという方々に大きく二分されると思う。

発達障害のある方々が社会に出ている状況を把握している部署が関係機関でも行政でも複数ある。就労の現場、相談機関それぞれで扱うケースを集めればかなりの人数について検討できると思われるので、部会のような形で行い本協議会に上げていくというやり方がよいのではと思っている。

○委員

部会の委員として、発達障害者の大学における問題が多くなってきているので、浜松市内、静岡県の大学等でそういうことを扱っている担当者も委員に含めるよう希望する。

○委員長

関係機関・担当部署による、就労周辺の支援を考える部会の開催について、検討してほしい。

《家庭内における発達障害の問題》

○委員長

臨床の現場では、家族内で保護者のいずれかが発達障害疑いだが、相談の協力を得られず家庭内で緊張感が増しているという例も多い。同様に成人の例についてご意見はありますか。

○委員

今夏、ネット依存・ゲーム依存のお子さんの短期入院治療を初の試みとして行った。保護者のどちらかが発達障害に理解がなかったり、保護者も特性があったりということで夫婦の意向が一致しないことが子どもに影響し、ゲーム依存や、外での暴力につながることもある。病院の役割として夫婦の子育てに対する方針が少しでもまとまるよう、保護者に提案を行う。入院の場合は不登校や子どもが暴れる等、表れがあるために意識の変容が期待できるが、外来の段階では、片親に任せきりで問題意識が乏しい家庭が多い。

保護者に危機意識を持たせるため、小学校高学年やその後を見越して低学年のうちに早目の入院につなげることを意識している。

《中学校卒業後の進路と進学への支援について》

○委員

資料にあるとおり、浜松市と静岡市では、自閉・情緒級からの進学先に違いがある。

静岡市は総合教育会議で、学級ごとに目指す進学先を保護者にもわかるような形で明確にしているが、浜松市は明確なものがなく、保護者が不安を抱えていることが多い。県教委より来年の高校進学を目指す方向けにパンフレットが配布され、特別支援学校や特別支援学級から公立高校に出願できることが明記されていた。県教委の高校教育課のホームページにも同様の記載と詳細の問合せ先として浜松市教育委員会とされているため、さらに正確な資料や、目指すところを教えてください。

○委員

文科省は特別支援学校について、5つの障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱が対象であることを明記している。義務教育である特別支援学級の対象は知的障害、肢体不自由、病弱身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉情緒障害である。特別支援学級は中学校までなので、特別支援学級の自閉情緒学級を卒業した生徒は特別支援学校の障害には含まれない。特別支援学級の自閉情緒学級にいる児の中で、知的障害の児は特別支援学校の高等部に行けるが、知的障害がない児は特別支援学校の高等部の対象にならない。法律で決まっているこのことをどのような方針で進路指導をしているのかが大きな問題になると思う。

○委員

特別支援学校高等部の入学条件として、学校教育施行令第22条の3があり、それに該当する児が高等部に入学することになっている。法律上、肢体・聴覚・視覚・知的・病弱の5分類に該当しない児は高等部には入学できない。

自閉情緒学級については、浜松市は県内の他地域とは違う傾向があると感じる。静岡市から東の市町に関しては、自閉情緒学級の児も通信に行くことも多く、静岡市だけでなく東部地区の方は通信制に行っているの、どちらかという浜松市だけが少ないという印象を、この資料を見て感じた。

○事務局

静岡市と浜松市の一番大きな違いとして、静岡市は自閉情緒の発達支援学級から特別支援学校に入る一つの条件として知的な遅れがないということを明確に出している。知的な遅れがある児については、特別支援学校の高等部を目指すだろうし、知的な遅れのない場合は、定時制、全日制含め、高校や通信制高校へ進路をとると考えている。浜松市においては、あくまで子どもの教育的ニーズが知的か、自閉症情緒かということ、総合的に判断し、発達支援学級がどちらかという判断をしている。従って、知的の発達支援学級の中に自閉的な特性を持つ児も、自閉情緒学級の中に知的な遅れがある児も含んでいる。

中学校卒業後の進路を検討する際に、その子の教育的ニーズや将来の社会的自立に向けてどんな力をどの場につけさせるかということも、担任、保護者、本人で、体験・相談を含めて、丁寧に行っていることの結果であると考えている。

○委員

浜松市は急激に発達学級を増やすということで、その専門性を担う先生を100人育成するという教育改正をしてきたと思う。教育現場では、自閉情緒系で知的はないという児たちにどう支援・指導をしてきたのか。卒業後の進路状況、法律なども頭に入れた上で、発達学級を勧めるとい指導をしてきたのか。進路指導、就学指導の問題でもあると考えている。実際に進学指導の委員をされている方々は、発言できないかもしれないが、その辺のニュアンスは松本先生いかがですか。

○委員

就学相談を受ける児はとても増えている。保護者も児に合った支援を教育に繋げたい思

いはあると思うが、その判断をするため協議をする情報が少ないという問題はあると思っている。結果的に全員を一人ずつ見ることは難しく、委員が集まる最終段階では、特に協議したい内容だけに絞られる。それ以前に学校の先生が分担しているアセスメントなどを、どれだけ共有しながらやるかという問題は、これからの課題としてもある。積み重ねてきているものはあると思うが、委員として出ていて、これで判断してこの子の人生どうかなと思う場面は結構あるので、そこの難しさは常に感じている。

○委員

就学支援委員会の内容も以前とはかなり変わってきて、以前はどこに就学させるかということ、どこに居場所を作るかということが主な話題だったが、今現在は個別の教育的ニーズに即して考えるようになってきているように思う。

それでも、受け側の学校現場の、マンパワーも物理的な環境も、基礎的な環境整備の限界がある中での議論にならざるを得ないという現状も感じている。

○委員

現場では、主要教科の学習や交流などで支援級と通常級を流動的に融通をきかせてもらっている児もいる。時間数で決まってはいるようだが、なんとか通常級に戻せるようがんばってくださるところはあり、そういう面で静岡より自由度が高いように感じる。気になるのは、現場で自閉・情緒級の児たちのIQの差が80から120くらいと大きく、教科学習もすごくできる児から、不登校気味で中学生だけど小学校の掛け算もままならない児もいる。IQは問題なくても学年相応の学習に取り組めるだろうかという児もおり、通常の高校は難しいと思うので、それほど大きな幅があるものを、ざっくり集計する意味はどのようなだろうと考えてしまう。せめてIQの平均や、高校の出席状況をみていく必要があると感じる。浜松市内の保護者は児に書類提出などの無理をさせたくなくて、通信制を選ぶ方が多いという感じを見ていると、出席情報やIQなどの情報も分かると静岡と浜松の差も埋まるのではと思う。

浜松は天竜特別支援学校があるので、それで特支の高等部の進学が多くなっていると思ったが、そういう訳ではないですか。

○委員

天竜特別支援学校として、教科学習をしている生徒というところがある。

例えば知的の学級から本校に来ることはなかなか難しい部分がある。これは個人的な意見だが、IQの幅がとても広い。IQ80から120というところで、80ぐらいだとうちの学校はなかなか難しい、でも病弱の特別支援学校というのは本校しかないので、そういう知的に疑問のある生徒もゆくゆくは天竜特支の方に何とかいられるような方向にやっっていこうかということを県に要望しているところである。本当は天竜特支はいろいろな方を受け入れていければいいと考えているが、学校教育施行令第22条の3があり、うまくいかない

というのが今の現状である。

○委員

天竜特支は、データの的には平成 29 年の入学者から急激に 2 桁台になっている。浜松市内の支援学級から天竜特支に進学している。この時期は発達学級にいても特別支援学校の高等部に上がれないと言われた、指摘された時期以降である。その人たちが天竜特支に進路をとっているのは市内の特別支援学級のうちの 10 名ぐらい。

当事者の親として、自閉情緒の人にとって通常級は大変な教育環境だが、進路指導を受けて、発達学級はじっくり勉強できる環境と言われてそちらを選ぶ方が多いと思う。その中学卒業後の進路について特別支援学校の高等部に進学できると思っていたができなかったという保護者も多いようだ。その部分のことは保護者の方に理解されていないし理解される努力をしていないのではないか。

○委員

中学校卒業時に想定と違うことに慌てる保護者は情緒級に関してはとても多い。保護者にとっては厳しい現実かもしれないが、発達学級を検討する時にその情報が得られないと後々の信頼関係に響く。

《放課後児童会の環境について》

○委員

先日、ある放課後児童会より発達障害疑い児の相談があり、現場に行ってきたが、そこはワンフロアに 40 人ぐらいの定員で、学年も混ざっていた。訪問時は定員の半分ぐらいの人数だったが、どれほど居づらいのか、騒音計で測定してみたところ、70 デシベルぐらいだった。

スタッフによると定員いっぱいでは 90 デシベルを超えるとのことだった。90 デシベルというのは、例えるとカラオケ店みたいなパチンコ屋よりも騒音レベルが高い状況であり、この環境下で児らが余暇の大事な時間を生活していると考えれば、かなり課題が多い話題ではないかと感じた。人数ではなく、今回は指標としてデシベルを用いたが、放課後児童会の空間の在り方、もちろん学校とか、幼稚園、保育園も同様だろうが、僕が見たところでは放課後児童会の状況は非常に大変であると思った。放課後児童会に関しては教育総務課の担当だと思うので、そういう課題があることも把握してもらいたいと思う。

○委員長

放課後児童デイサービスも個所数が増えたが、混んでいて利用しにくいとか、指導内容に問題がある、管理者が変わるなどの問題点が指摘されている。内山委員の発言した空間の利用の仕方という視点も大事なことだと思う。

《川崎市との意見交換について》

○委員

5月に川崎市の総合リハビリテーションセンターの先生の提案で、発達障害児の支援について浜松市と川崎市で意見交換を行った。概略として川崎市は、包括支援へ発達障害を接続できるように縦割りのシステムを組み替えているとのこと。子どもの支援について聞きたいというニーズだった。同じ政令指定都市でも財政も違い、単純に比較はできないが、それぞれ先進的な取り組みをしているし子どもに対する浜松の取り組みも他市から見れば随分進んでいる面もあるので、今後、この場だけの議論ではなく、先進市との意見交換もしていくと、さらに発展のさせ方も見えてくるのではないかと。

発達障害について、前回の会議で提案したとおり、包括ケアや、精神障害にも対応したケアシステムも目指していく必要があり、この協議会の協議事項とすることを提案したい。市全体を変えることは難しいが、発達障害の部分から作り直していくことをぜひ考えていきたい。教育との接続も首都圏とは仕組みが違い、停滞しているので、どういう仕組みを作ればいいのか考えていかなければならないと感じている。

川崎市の取り組みは参考になる点が多いと思う。

○委員

川崎市は、成年後見人制度や独自の制度の構築、家庭・教育・福祉の連携のための制度である『トライアングル・プロジェクト』、放課後等デイサービスでの教育支援計画活用など多方面について先進的に取り組んでいる。

そのように子育て支援、障害児支援に先進的に取り組んでいる自治体が、浜松市に注目しているというのが特徴的であると感じた。

○委員

川崎市についての話題として、川崎市では障害者の超短時間型雇用についても積極的に制度化している。発達障害がある場合、能力はあるが時間がもたない、出勤が難しい等、就業する能力はあるが機会がうまく選べないという方々について、法定の時間枠以下の時間数でも障害者雇用としてカウントするという取り組みを川崎市はしている。前回の会議でも発言したが、浜松市も同様に新たな雇用制度の創出に前向きに取り組んでほしい。

次第4．部会報告

○事務局

前回の協議会にて、友愛のさと診療所、子どものこころの診療所の待機に関する部会開催を承認いただいたが、委員の選定について調整中のため、委員が決まり次第会議を開催していきたい。

○事務局

(資料 2 に沿って、子育てサポートファイルはまずくファイルの部会協議内容を説明)

6 月 28 日に 5 名の委員にお集まりいただき部会を開催した。

現在のファイルの情報提供分をデジタル化することについて、はまずくファイルの利用者として子育て支援ひろばの利用者へ、アンケートを今年の 4 月 1 ヶ月間実施した。

アンケートの中では、スマホを通じてタイムリーな情報が入手できると嬉しいという意見がある一方、今までのようなファイルでもよいという方が 45%ほどいた。

《情報提供部分のデジタル化について》

スマホを持たない方や紙媒体を使い慣れている方へも配慮が必要ということで、委員からの提案として、情報部分をデジタル化して最新情報を提供し、記録用の部分はノート版として残す必要がある。今までどおりの情報と記録の両方が一緒にセットになった紙ファイルを希望する方には、選択できるというのではないかと意見をいただいた。予算の関係もあるが、来年 4 月に子育て情報サイトぴっぴのリニューアルを予定しており、現在準備作業中である。子育て情報サイトの中にはまずくファイルの情報も掲載し、LINE 等のプッシュ通知により、登録した方にタイムリーな情報を提供できるよう今後準備をしていく。

《記録媒体のサイズ変更について》

現在、はまずくファイルは A4 判の大きさであるが、利用者のアンケートではもう少し小さく持ち運びやすい方がいいという意見が 7 割程あった。委員からの提案として、記録媒体を母子健康手帳のケースに入るぐらいの、一緒に持ち歩けるサイズにすることで、さらなる活用の促進が図れると意見をいただいた。記録媒体の方からそれに関する情報ページに移動できるように QR コードを付けるなど、情報と記録が連携しやすい形も考えていきたい。

《活用方法、支援者の意識について》

現在、はまずくファイルの活用機会として、子育て支援ひろばや乳幼児健診など発達で気になることがあった時等に活用することが多い現状だが、支援者や関係者へ活用方法の周知が足りないのではないかとのご指摘をいただいた。発達状況や支援者の助言内容について共通言語として活用できるよう、保育士、幼稚園教諭、ひろばのスタッフなど親子で出かける場での活用を促進すべきというご意見をいただいた。

現在ルピロで実施している幼稚園教諭等の研修内容として、はまずくファイルの活用部分を早速取り入れてくださっていると聞いている。今後も同様に支援団体などに、効果的な周知啓発をしていく方法を検討していきたい。

《はまずくファイルを渡すタイミングについて》

現在母子健康手帳交付の時に一緒に直接渡しているが、妊婦さんに説明する内容もかなり多い中、妊娠初期の体調不良などでゆっくり時間が取れない現状もあり、最適なタイミングについても協議いただいた。委員からは、妊娠安定期に再度面談機会を持って、そこで改めて行政の支援サービスの紹介ができるというといった意見や、ファイルの説明は生

後1～2か月の赤ちゃん訪問の時できるので、出生届提出の時に配付したらどうかというご意見をいただいた。渡すタイミングについては現状の課題等を確認し、今回の見直しの機会に合わせて検討していきたい。

《内容について》

はますくファイルはいろいろな情報が入っているが、見たいものが探しやすいよう索引や目次があるといいということで、そちらも検討していきたい。

不適切養育や歯科保健に関する情報を加えることなど、内容の充実についても検討していきたい。

《その他、各課題の背景的内容について》

子どもに興味を持たない、関わり方がわからない母親や、スマホの普及によって文字で読んだり対面の相談が苦手という母親も増えており、支援が必要ということで、動画でのアナウンスが有効であるとのことをご意見をいただいたので、情報部分や、はますくQ&Aサイトの動画もあるため、情報提供の方法を検討していきたい。

以上、いただいた多数のご意見とご提案を、事務局で整理し検討しているところである。

今後方向性等検討のうえで部会の皆さんに改めてご報告させていただきたい。

説明は以上です。

(部会出席委員からの追加の発言はなし)

《他委員の意見》

○委員

運営している3ヶ所の子育て支援ひろばで、講座開催時にははますくファイルを必ず持ってくるようにと案内をしているが、持ってくる人は少ない現状。

参加者には学びが好きな方も多く、オリジナルのはますくファイルに挟む記録用のメモ用紙を作成するなど、各ひろばがはますくファイル活用のための努力をしているが、大きさのことは利用者から常に言われている。

また、表紙のデザイン等についても検討いただきたい。

○委員

スマホを持たない方のために紙ファイルを残したほうがいいという意見があったが、個人的な意見としてはデジタルへ一気にいくべきではないか。デジタルにする一番のメリットは、お母さんのアクセシビリティということ以上に、情報として市としても把握していく新しい窓口ができることであると思う。紙で残したい方は紙で残すようなことは個人でそれぞれ考えていただくことにして、デジタルの方向に行かないかと考えている。

○委員

親としてははますくファイル素晴らしいと思いついつい面倒で書けてない。例えば

デジタルの記録を入力し終わると科学館やこども館など公共施設のチケットや割引券がもらえるなど、書いたことによるメリットがあると嬉しい。保育園、幼稚園等で記入についてチェックする機関がないと、なかなか続けられないと思うので検討してほしい。

○委員長

ご褒美について、部会でも議論があり、公的な施設はいいかもしれないが、民間のものと問題があるかということだった。それも含めまた検討いただきたい。

次第5. 閉会

○事務局

今年度の第2回は、令和4年1月下旬から2月上旬を予定しており、日程が決まり次第、方法等も含めお知らせする。